

# 平成 24 年度 第三部会技術分科会 活動報告 (概要)

平成 25 年 6 月  
一般社団法人 日本消火装置工業会

## 1. 委員会

### (1) 委員構成

14 社 17 名で構成

### (2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 9 回+合同委員会 1 回=計 10 回 \* 8 月、10 月、12 月は休会

## 2. 審議・確認事項

### (1) ハロンの適切な管理のための自主行動計画作成 (H24. 5~H24. 9)

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 24 年度フォローアップ報告書」を作成した。また、平成 24 年 9 月 21 日に「ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会」による評価を受けた。

「ハロンの適切な管理のための自主行動計画 平成 24 年度フォローアップ評価報告書」のまとめの項目には次のように記載されている。

### 3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家ハロンマネジメント戦略への具体的な取組みとして策定されており、前年同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。(以下、省略)

### (2) 「容器弁の安全性」に係る点検について Q & A の改訂 (H24. 4~H24. 9)

工業会のホームページに掲載している“「容器弁の安全性」に係る点検についての Q & A”について内容の見直しを行い、改訂版を掲載した。

日消装発第 24-25 号 「容器弁の安全性」に係る点検について Q & A

### (3) 自主認定基準の制定 (H24. 7~H25. 1)

ガス系消火設備用「放出表示灯」「警報装置標識板」「手動起動装置表示板」の認定基準について、現状に合わせて整備した。

### (4) 不活性ガス消火設備設計・工事基準書(改訂版)の作成 (H24. 4~継続中)

「消火設備設計・工事基準書改訂編集 WG 3」が改訂版の編集作業を行い、技術分科会で査読を行った。平成 25 年 2 月に査読終了。今後、WG にてまとめ平成 25 年度以降に改訂版発行予定。

### (5) 消防法令等の仕様規定根拠の調査 (~継続中)

現在の消防法令等に示されている仕様規定がどのような背景の元で規定されたものか、根拠を明白にし、記録を残すことを目的に調査中。

### (6) 消防法施行規則第 19 条、第 20 条の一部改正要望 (~継続中)

平成 13 年の消防法施行令改正で新たに追加された、いわゆる「新ガス系消火設備」については、従来からあるガス系消火設備に比べて面積および体積での設置制限(面積 1000m<sup>2</sup>、体積 3000m<sup>3</sup>の部分)等がある。より安全で環境保護性能に優れた「新ガス系消火設備」の普及の促進のため設置制限の撤廃もしくは緩和に関する施行規則の改正を消防庁に要望中。

### (7) 起動用ガス容器の起動用ガスの窒素追加 (~継続中)

不活性ガス消火設備に用いられる起動用ガス容器の起動用ガスは消防法施行規則第 19 条第 5 項第十三号において二酸化炭素だけが認められているが、より安全で環境保護性能に優れた「窒素」の追加を消防庁に要望中。

**(8) 容器弁の安全性点検の告示化 (H25.3～継続中)**

平成 25 年 3 月 26 日に消防庁から発出された意見募集（パブリックコメント）において、従来、点検要領で運用されてきたガス系消火設備の容器弁の安全性点検が点検基準で新たに規定される旨が示された。パブリックコメントに示された点検基準の内容は従来の通知と異なる点があるため、第三部会で内容検討を行い工業会として意見提出を行った。

**3. その他**

**(1) 国土交通省公共建築工事標準仕様書（平成 25 年度版）改訂案の検討 (H24.6～H24.8)**

国土交通省から工業会に対して公共建築工事標準仕様書改訂版の見直し依頼があり、第三部会はガス系消火設備の見直しを行った。

**(2) 国土交通省機械設備工事監理指針（平成 25 年度版）改訂案の検討 (H24.8～H24.9)**

(一社)公共建築協会から工業会に対して機械設備工事監理指針改訂版の見直し依頼があった。第三部会はガス系消火設備の見直しを行った。

**(3) 合同委員会の開催 (H24.10)**

技術委員会、第一部会、第二部会、第三部会、消火設備機器等劣化調査・検討委員会と合同の委員会を平成 24 年 10 月に兵庫県にて開催した。

以 上